

■社会保障審議会年金部会における議論の整理(平成27年1月21日)(抄)

1 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について

(適用拡大に関する大きな方向性)

○ 全体的な方向性としては、日本の公的年金の現状や働き方の多様性を踏まえたときに、労働参加の促進に向けた社会全体の取組を進めていく中で、更に適用拡大を進めていく必要があることについての異論はなかった。

○ 適用拡大を進めることにより、報酬比例年金の受給者の拡大が進めば、低所得・低年金者の年金額の引上げにもつながることとなること、オプション試算において、適用拡大を進めていくことにより、年金水準とりわけ基礎年金水準の確保にもプラスの効果が見られることが明らかとなったことを考慮すると、原則として、被用者については被用者保険の適用を進めていく必要性は明らかである。

○ 一方で、特に短時間労働者に被用者保険を適用していく際に影響の大きい短時間労働者の比率の高い業種や中小企業の負担も考慮すべきとの意見があった。

また、被用者保険の適用拡大は年金と医療保険共通の課題であるが、医療保険については、高齢者医療制度における負担にも影響があることから、年金財政だけでなく医療保険財政に対する影響についても考慮すべきとの意見があった。

(平成28年10月の施行後の本格的な適用拡大の検討に先立って取り組むべきこと)

○ 労働力人口の減少が供給側の要因として経済に影響するようになってきたことや、企業の雇用過剰感が不足超過に転じたことが指摘される今日、こうした社会経済情勢の変化を考慮し、今が適用拡大を更に進める好機であり、適用拡大の施行の前倒しを検討できないかとの意見があった。

○ この点に関して、平成28年10月施行の適用拡大の対象から外れる者、特に企業規模要件を満たさない事業所について、労使の合意を前提として、加入できる条件の整ったところから任意で適用拡大できるようにすることが考えられるとの意見があった。

もちろん、社会保険制度は、一定の要件を具備する者全員で支え合うことにより成り立つ制度であり、部会における議論においても、筋としてはやはり一律に適用すべきではないか、との意見もあった。この点に関しては、将来の本格的な適用拡大を前提として、それを前倒し、先取りして取り組むものと位置付けることが重要である。

平成28年10月施行の適用拡大の枠組み

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)

現行

○週30時間以上



- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤従業員 501人以上の企業
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

※3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

イメージ

